

広島県水道広域連合企業団管理規程第9号

広島県水道広域連合企業団契約規程を次のように定める。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団契約規程

目次

第1章 総則（第1条―第13条）

第2章 一般競争契約（第14条―第26条）

第3章 指名競争契約（第27条・第28条）

第4章 随意契約（第29条―第32条）

附則

第1章 総則

（この規程の趣旨）

第1条 広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が締結する契約に関する事務の取扱いについては、法令、条例又は他の規程に別に定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

（契約書の作成等）

第2条 企業長又は契約について企業長の委任を受けた者若しくは機関（以下「契約担当職員」と総称する。）は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 契約履行の場所

(2) 契約金の支払又は受領の時期及び方法

(3) 監督及び検査

(4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、履行の追完、代金の減額及び契約の解除

(5) 危険負担

(6) 契約に関する紛争の解決方法

(7) その他必要な事項

2 契約担当職員は、次に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

(1) 契約金額が150万円（外国で契約する場合は、200万円）未満である指名競争契約又は随意契約をするとき。

(2) 競り売りに付するとき。

- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
 - (4) 第1号に規定する随意契約以外の随意契約について、契約担当職員において契約書を作成する必要がないと認めるとき。
- 3 契約担当職員は、前項第1号又は第4号の規定により契約書の作成を省略する場合においても、次に掲げる場合には、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。
- (1) 建設工事（広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第10号）が適用されるものに限る。）の請負契約をするとき。
 - (2) 契約金額が50万円以上である随意契約をするとき。
- （契約書の記名押印）

第3条 契約担当職員は、契約書に職氏名を記して印を押さなければならない。

（契約保証金）

第4条 契約担当職員は、企業団と契約を結ぶ者に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提供したとき。
 - (2) 契約の相手方が保険会社との間に企業団を債権者とする履行保証委託契約を締結し、当該履行保証委託契約に係る履行保証証券を提供したとき。
 - (3) 法令、条例又は他の規程に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されるとき。
 - (4) 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、買受人が直ちに代金を納付するとき。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定により定めた資格を有する者による一般競争入札に付し、若しくは指名競争入札若しくは競り売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。
- 2 前項の規定による契約保証金の納付は、国債及び地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- (1) 政府の保証のある債券
 - (2) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）
 - (3) 銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
 - (4) 銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは

裏書をした手形

- (5) 銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
- (6) インターネットを利用して公有財産及び物品の売払いを行う事務の手続（以下「インターネット公有財産等売却システム」という。）による入札における当該システムを管理する事業者の保証

（担保の価値）

第5条 前条第2項の規定により契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保の価値は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

- (1) 国債及び地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
- (2) 政府の保証のある債券及び金融債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8に相当する金額
- (3) 銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (4) 銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の一月以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第235条第1項の規定により指定した金融機関の手形割引率によって割り引いた金額）
- (5) 銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証 その保証する金額
- (6) インターネット公有財産等売却システムによる入札における当該システムを管理する事業者の保証 その保証する金額

（履行を委託すること等の禁止）

第6条 契約担当職員は、契約の相手方が第三者に契約の履行を委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせない旨を契約の相手方に約定させなければならない。ただし、特別の事情がある場合においては、この限りでない。

（契約保証金の還付）

第7条 契約担当職員は、契約の相手方が契約の一部を履行したときは、第4条第1項の契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）の一部を還付することができる。

（監督の職務と検査の職務の兼職禁止）

第8条 契約担当職員は、やむを得ない事情がある場合を除き、法第234条の2第1項の

監督を行う職員の職務と同項の検査を行う職員の職務を兼ねさせてはならない。

(部分払の限度額)

第9条 契約により工事、製造若しくは修繕の既済部分又は物件の既納部分に対し、完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における支払金額は、工事、製造又は修繕についてはその既済部分に対応する代価の10分の9（性質上可分の工事、製造又は修繕にあつては、その完済部分に対応する代価の全額）、物件の納入についてはその既納部分に対応する代価に相当する金額を超えてはならない。

2 前項の規定により部分払をする場合において、令第163条第3号又は附則第7条に規定する経費の支払につき前金払をしているときは、同項の規定により支払うべき金額から、当該前金払金額に、工事、製造又は修繕にあつてはその出来形歩合、物件の納入にあつてはその納入の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。

(契約履行届)

第10条 契約担当職員は、契約の相手方が工事、製造若しくは修繕又は物件の納入を完了したときは、その旨を届け出させなければならない。

(履行遅滞による損害賠償)

第11条 契約担当職員は、契約の相手方がその責めに帰すべき理由により履行期限までに契約による義務を履行し終らない場合は、契約の相手方に遅延日数に応じ、契約金額（性質上可分の工事、製造若しくは修繕又は物件の買入れの契約において完済した部分又は既納の部分があるときは、その完済した部分を除く部分又は未納の部分に対応する代価に相当する額）につき年14.5パーセントの割合で算定した額以上の金額を損害賠償金として納めさせなければならない。

2 前項の損害賠償金は、企業団の当該契約の相手方に対する債務と相殺することができる。

(前払金に係る契約等の履行遅滞による損害賠償等)

第12条 契約担当職員は、令第163条第3号若しくは第4号又は附則第7条に規定する経費について前金払をした場合において契約の相手方がその責めに帰すべき理由により履行期限までに契約による義務を履行し終らないときは、前条第1項の損害賠償金のほか、契約の相手方に遅延日数に応じ、支払済の前金払金額（第9条第2項の規定により部分払の支払につき控除した金額がある場合は、その控除した金額を当該前金払金額から控除した金額）につき年14.5パーセントの割合で算定した額以上の金額を損害賠償金として納めさせなければならない。

2 契約担当職員は、前金払をした契約を契約の相手方の責めに帰すべき理由により解除した場合において当該前金払金額から既済部分のうち引渡しを受けた部分又は既納部分に対して支払うべき金額を控除して残額があるときは、契約の相手方に当該金額を返還させなければならない。この場合において返還金額につき前金払をした日から返還した日までの日数に応じ年14.5パーセントの割合で算定した金額を利息として納め

させなければならない。

- 3 前条第2項の規定は、第1項の損害賠償金並びに前項の返還金及び利息について準用する。

(契約の解除)

第13条 契約担当職員は、契約の相手方が次に掲げる場合に該当すると認めたときは、契約を解除することができる旨を契約の相手方と約定しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により約定する必要がある事項については、この限りでない。

- (1) 契約の相手方がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないとき（債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除く。）。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 契約の相手方がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は契約の相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、契約の相手方が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方がその債務の履行をせず、履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- 2 契約担当職員は、契約の相手方が次に掲げる場合に該当すると認めたときは、契約の一部を解除することができる旨を契約の相手方と約定しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により約定する必要がある事項については、この限りでない。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 契約の相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- 3 契約担当職員は、契約を解除するときは、その旨を相手方に通知しなければならない。

- 4 契約担当職員（企業長を除く。）は、契約を解除したときは、その旨を企業長に報告しなければならない。

第2章 一般競争契約

(入札保証金)

第14条 契約担当職員は、一般競争入札に参加しようとする者に見積金額（インターネット公有財産等売却システムによる入札の場合にあっては、予定価格）の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に企業団を被保険者とする

入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提供したとき。

(2) 一般競争入札に参加しようとする者が銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関又は保証事業会社と当該入札に係る契約の履行について保証契約の予約をし、当該保証契約の予約に係る証書を提供したとき。

(3) 令第167条の5第1項の規定により定めた資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 第4条第2項及び第5条の規定は、前項の規定による入札保証金の納付について準用する。

(入札保証金の還付等)

第15条 契約担当職員は、次条の規定による公告において次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1) 落札者が納付した前条第1項の入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供される担保を含む。）は、落札者が第4条第1項の規定により契約保証金を納付するときはその納付の際に、同条第2項の規定により契約保証金の納付に代えて担保を提供するときはその提供の際に、同条第1項ただし書の規定により契約保証金の納付を免除されたときは契約書に印を押し、又は契約の履行に着手した際に還付すること。

(2) 入札に関し不正の行為があったときは、前条第1項の入札保証金は企業団に帰属すること。

(入札の公告)

第16条 契約担当職員は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算し、少なくとも10日前（1件の予定価格が50万円以上である建設工事の請負契約にあっては、15日前）に掲示その他の方法をもって令第167条の6第1項の公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間は5日までを短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第17条 前条の公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 契約条項を示す場所及び日時
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 無効入札に関する事項
- (7) 前各号のほか、契約担当職員が必要と認める事項

(予定価格の設定)

第18条 契約担当職員は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、予定価格調書を作成してこれを封書にし、開札の際開札場所に置かなければならない。ただし、電子情報処理組織（契約担当職員の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して入札を行う場合には、予定価格調書を作成してこれを封書にし、開札の際開札場所に置くことに代えて、当該契約担当職員の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（当該ファイルに記録された情報が漏えいしないよう、適切な措置が講じられたものに限る。）に予定価格を記録することができる。

（予定価格の決定方法）

第19条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（入札書の提出等）

第20条 契約担当職員は、入札しようとする者に入札書（インターネット公有財産等売却システムによる入札の場合にあっては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。））を作成させ、第17条第4号の規定により公告した日時までに同号の規定により公告した場所に提出させなければならない。契約担当職員が必要と認めて入札しようとする者に提出を求める書類の提出についても、また同様とする。

2 契約担当職員は、入札しようとする者が入札書（インターネット公有財産等売却システムによる入札の場合における入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を除く。）の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押させなければならない。

（無効入札）

第21条 契約担当職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とすることを入札の条件としなければならない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札が取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
- (3) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (4) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。
- (6) 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。

(7) 第14条第1項の入札保証金が所定の額に満たないのに入札をしたとき。

(8) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

(9) 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。

(再度入札)

第22条 契約担当職員は、令第167条の8第4項に規定する再度の入札をするときは、5回を超えてこれをしてはならない。

(入札期日の延期等)

第23条 天災地変その他やむを得ない理由が生じた場合においては、契約担当職員は、入札期日を延期し、又は入札手続を一時中止することができる。

(落札決定通知と契約締結)

第24条 契約担当職員は、落札者が決まったときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

2 契約担当職員は、当該契約につき契約書を作成する場合においては、落札者に前項の規定による通知を受けた日から5日（広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例（令和4年広島県水道広域連合企業団条例第4号）第2条第1項に規定する企業団の休日を除く。）以内に契約書に記名押印させなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

(再度公告入札の公告期間)

第25条 契約担当職員は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに、入札に付そうとするときは、第16条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(競り売り)

第26条 本章の規定は、競り売りに付する場合に準用する。

第3章 指名競争契約

(入札者の指名)

第27条 契約担当職員は、指名競争入札に付するときは、競争に参加する者をなるべく5人以上指名しなければならない。

2 契約担当職員は、前項の場合においては、第17条第1号及び第3号から第7号までに規定する事項並びに入札が一であるときは無効とする旨をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第28条 第14条、第15条及び第18条から第24条までの規定は、指名競争の場合に準用する。この場合において、第15条各号列記以外の部分中「次条の規定による公告」とあるのは「第27条第2項の規定による通知」と、第20条第1項中「第17条第4号の規定により公告した日時までに同号の規定により公告した場所」とあるのは「第27条第2項の規定により通知した日時までに同項の規定により通知した場所」とそれぞれ読み替え

るものとする。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第29条 令第167条の2第1項第1号の管理規程で定める額は、別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額とする。

(令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定による随意契約の方法により契約を締結する場合の手続)

第30条 契約担当職員は、令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約の方法による契約を締結しようとする場合は、あらかじめ、当該契約をしようとする物品又は役務ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 物品又は役務の名称及び契約の内容
- (2) 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- (3) その他企業長が必要と認める事項

2 契約担当職員は、前項の契約を締結したときは、速やかに、当該契約をした物品又は役務ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 物品又は役務の名称及び契約の内容
- (2) 契約の相手方の名称及び住所
- (3) 契約の相手方を決定した理由
- (4) その他企業長が必要と認める事項

3 前2項の規定による公表は、縦覧その他の方法により行うものとする。

(予定価格の決定)

第31条 契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第19条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

第32条 契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の予定価格の入札執行前の公表)

2 企業長が指定する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務については、当分の間、第18条及び第28条の規定にかかわらず、当該建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る入札を執行する前に当該建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の予定価格を公表することができる。

(公有財産及び物品処分の予定価格の入札執行前の公表)

3 公有財産及び物品の処分については、第18条の規定にかかわらず、当該処分に係る一

般競争入札を執行する前に当該処分の予定価格を公表することができる。この場合において、予定価格調書は、封書にしないことができる。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

4 この規程に定める利息、損害賠償金、違約金及び遅延利息の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5 第11条第1項及び第12条第1項に規定する損害賠償金又は同条第2項に規定する利息の割合は、当分の間、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。

6 前項の規定の適用がある場合における損害賠償金又は利息の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(経過措置)

7 令和5年3月31日までに、広島県水道広域連合企業団規約第2条に規定する構成団体で締結された水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業に係る契約は企業団が承継し、この規程の相当規定により締結された契約とみなす。この場合において、事務の取扱いについては、なお従前の例による。

8 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が締結する契約については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の契約規則又は財務規則をこの規程とみなして適用する。

9 前項の規定において、契約規則又は財務規則の規定中「市」若しくは「町」とあるのは「企業団」と、「市長」若しくは「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

別表（第29条関係）

(1) 工事又は製造の請負	2,500,000円
(2) 財産の買入れ	1,600,000円
(3) 物件の借入れ	800,000円
(4) 財産の売払い	500,000円
(5) 物件の貸付け	300,000円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000円